ハ）規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類
ニ）規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類
ホ）規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号及び第４号並びに第５号に掲げる書類に準ずる書類
ヘ）規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類

ただし、再認定の申請に係る規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる書類の事業年度が当初の認定に係る同書類の事業年度と同一である場合においては、イ)(様式①－１）及びニ）のうち経営規模等評価申請書の別紙二及び別紙三に準ずる書類を提出するものとする。

［注］

１⑵に該当する者のうち一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。)が申請する場合は、②イ）及びハ）からヘ）までに掲げる書類並びに①ロ）に掲げる書類に準ずる書類を提出するものとする。

ただし、再認定の申請に係る規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる書類の事業年度が当初の認定に係る同書類の事業年度と同一である場合においては、イ)(様式①－１）及びニ）のうち経営規模等評価申請書の別紙二及び別紙三に準ずる書類を提出するものとする。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

４　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項（共通事項)の項目(１⑵に該当する者については、これに準ずる項目)について審査を行い、主観的事項（特別事項）の項目と併せ総合点数を付与し、希望工事種別(競争参加資格の審査の申請に係る一般競争(指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。)ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して再認定する。

客観的事項（共通事項）

①　競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　審査基準日において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。)の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。)

③　告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目

５　再認定の結果の通知

「一般競争（指名競争)参加資格認定通知書」により通知する。

６　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定の日から平成25年３月31日までとする。

別記１　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９―15（電話022―225―2171))

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151))

⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6647))

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138))

⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第一号館（電話06―6942―1141))

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231))

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３－33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061))

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331))

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成22年国土交通省告示第1175号（以下「改正告示」という。)により改正されたことに伴い、平成23・24年度を有効期間とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。)の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。)について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。)に基づき決定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再決定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

平成22年11月30日

北海道開発局長　高松　　泰

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　競争参加資格の再決定の申請ができる者

⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成23・24年度の競争参加資格の決定（以下「旧基準による決定」という。)を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第１第１号の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。)が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。)の総合評定値通知書を受けている者。

［注］　事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領について」（昭和50年12月22日付け北開局工第91号）別紙第２条第２項に規定する審査対象者をいう。)全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。

⑵　平成23・24年度の競争参加資格の決定を受けている者のうち、建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。